

議案第 5 0 号

ひたちなか市教育研究所設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市教育研究所設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市教育研究所設置及び管理条例の一部を改正する条例

ひたちなか市教育研究所設置及び管理条例（平成6年条例第137号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「ひたちなか市東石川1丁目1番1号」を「ひたちなか市松戸町1丁目14番1号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

ひたちなか市教育研究所設置及び管理条例新旧対照表

旧		新		備考
(設置) 第2条 研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。		(設置) 第2条 研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。		
名称	位置	名称	位置	
ひたちなか市教育研究所	<u>ひたちなか市東石川1丁目1番1号</u>	ひたちなか市教育研究所	<u>ひたちなか市松戸町1丁目14番1号</u>	